（様式２）

流山市高齢者給食サービス事業確認書

該当する欄（はい・いいえ）に○印を付ける。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 業　務 | はい | いいえ | 特記事項 |
| １ | 食事の調理、配達、安否確認までの一連の業務を事業者の責任において実施できる。 |  |  |  |
| ２ | 事業所内に配食サービスの実施を指導・監督する管理責任者を配置している。 |  |  |  |
| ３ | 市が認めた利用回数以内の配達とし、それ以外の利用は個人契約によるものとする。 |  |  |  |
| ４ | 昼食については概ね１０時から１２時まで、夕食については１５時から１７時の間に配達する（上記時間外の配達となる場合は、事前に利用者へ連絡して了解を得ること。）。 |  |  |  |
| ５ | １月１日を除いて毎日サービスを提供することができる。 |  |  |  |
| ６ | 食事は本人への手渡しにより提供する。 |  |  |  |
| ７ | 介護食として、スマイルケア食分類表による黄Ｂ、黄Ｃ、赤Ａ、赤Ｂ又は赤Ｃのいずれかに相当するメニューを１つ以上用意できる。 |  |  |  |
| ８ | 療養食として、高血圧症の利用者に配慮して塩分摂取量を調整したメニュー及び糖尿病の利用者に配慮してカロリー摂取量を調整したメニューを用意することができる。 |  |  |  |
| ９ | 「利用中止」「利用再開」「利用終了」等の連絡を利用者から連絡を受けた場合は、その都度委託者へ連絡する。 |  |  |  |
| 10 | 配達の前日１５時までにキャンセルを受けた場合には利用料は不要とする。 |  |  |  |
| 11 | 衛生的かつ十分な厨房施設及び配達用の車両等を確保することができる。 |  |  |  |
| 12 | 利用者のサービス利用料徴収業務を行うことができる。 |  |  |  |
| 13 | 利用者の要望をきくアンケートを実施し、必要により業務を改善することができる。 |  |  |  |
| 14 | 本事業を受託した場合、翌年度以降も継続して受託することができる体制がある。 |  |  |  |
| 15 | 公租公課の滞納はない。 |  |  |  |

※１　確認事項は審査する上での参考とします。

※２　いいえと回答する場合は、理由を特記事項に記入してください。